平成２６年（フ）第１６０号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目19番18―301号、前住所兵庫県宝塚市山本台３丁目16番１―607号
債務者　渡邉タカ子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　破産債権の届出期間　平成26年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
和歌山県橋本市古佐田３丁目４番７号
債務者　武田　良祠
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
和歌山県橋本市古佐田３丁目４番７号
債務者　武田　潤子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目18番24号
債務者　島山　繁夫
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３０３号
埼玉県八潮市大字古新田1044番地　シャーメゾン・エノモトⅠ―201
債務者　柴野　仁
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
三重県松阪市大黒田町647番地　カルチェ201、前住所三重県鈴鹿市南玉垣町3082番地１　プラザ鈴鹿304
債務者　中村　健治
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６８号
奈良県大和高田市東中２―10―18　一般社団法人セレニティパークジャパン更生施設、住民票上の住所兵庫県宝塚市谷口町１番19号谷口町ハイツＡ―202
債務者　佐々木翔一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目１番20号
債務者　長谷　雅明
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
愛媛県松山市石手３丁目３番17号
債務者　伊藤　洋介
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
福岡県久留米市北野町大城569番地28
債務者　今村　尚博
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４６号
奈良県磯城郡田原本町大字松本139番地の３
債務者　中岡　嘉良
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
奈良県香芝市良福寺263番地１　ドルチェＮＡＫＡＴＡ408号、前住所奈良県香芝市鎌田549番地１　ガーデンハイツカナタニ102号
債務者　岡本　博子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
奈良県大和高田市大字大中182番地１　205号室ビクトワール高田
債務者　矢追　正治
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
岐阜県大垣市浅草２丁目55番地７
債務者　髙橋　進
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
岐阜県大垣市笠縫町249番地１　コーポ西田Ａ―103
債務者　中川　義弘
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
愛知県岡崎市門前町１丁目12番地
債務者　杉山　真也
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係